

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥37,527,050	令和5年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
2	令和5年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥24,200,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
3	令和5年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	中電技術コンサルタント株式会社 関西事務所	¥4,840,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
4	令和5年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥4,400,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
5	令和5年度 管路情報管理システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥58,343,464	令和5年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
6	令和5年度 オンライン図面閲覧システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥2,517,438	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
7	令和5年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	水ingAM株式会社 西日本支店	¥6,350,300	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
8	令和5年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託(概算契約)	その他代行 －その他	株式会社大阪水道総合サービス	¥55,517,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
9	令和5年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	横手産業株式会社	¥5,500,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
10	令和5年度 施設管理システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥8,107,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和5年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	株式会社磯村	¥3,300,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
12	令和5年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥67,551,154	令和5年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
13	令和5年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	浅野アタカ株式会社 大阪支店	¥5,121,600	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
14	令和5年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託(概算契約)	その他代行 －研修	株式会社大阪水道総合サービス	¥17,765,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
15	令和5年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥83,600,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
16	水質試験データ検索装置改修業務委託	情報処理－ 情報処理	システムスクエア株式会社	¥2,726,900	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
17	令和5年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託	各種施設管理－機械設備等保守点検	株式会社カクタス	¥1,353,000	令和5年4月3日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
18	令和5年度 水道事業における官民連携手法検討支援業務委託	その他代行－各種施策研究・調査	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	¥30,778,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
19	令和5年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	JFEアクアサービス機器株式会社 大阪営業所	¥35,035,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
20	令和5年度 柴島浄水場外17か所浄水管理設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所	¥313,500,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	令和5年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託(概算契約)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥110,204,160	令和5年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
22	令和5年度 災害情報システム運用保守及び機能改善業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	¥3,465,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
23	令和5年度 お客さまセンター管理業務委託	各種施設管理－ 建物等 清掃	阪急阪神ビルマネジメント株式会社	¥4,301,770	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G2	—
24	令和5年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社太洋堂	¥1,045,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
25	令和5年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥27,687,000	令和5年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
26	令和5年度 お客さまセンターシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥56,650,000	令和5年4月3日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）を安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持するとともに、予防保全及びソフトウェア等の障害や問題発生時の早期解決や復旧を目的とするものです。

本システムは富士通 J a p a n 株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 J a p a n 株式会社が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開していません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備及び水質遠隔監視測定設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、メタウォーター株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

中電技術コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、給水装置竣工図書のデータを管理するための給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは中電技術コンサルタント株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、桜宮配水場及び柴島浄水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の高度浄水処理設備等の制御を行う制御装置等の構成及びプログラム、各装置の機能は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて制作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 管路情報管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、配水管や給水管の布設状況を管理する管路情報管理システム(以下「本システム」という。)について、システムを安定稼働等できるよう日々のシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムはドコモ・システムズ株式会社が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する大阪市内での利用権、開発当初から蓄積された技術資料については、ドコモ・システムズ株式会社より上記業者に移管されており、保守に必要なパッケージに関するソースプログラムなどについては一般には公開されておりません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局工務部配水課(電話番号06-6616-5577)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 オンライン図面閲覧システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、インターネットを通じて、お客さまから閲覧申請のあった地域の水道管理設状況について管路情報管理システム内の水道管路図をお客さまが閲覧できる、オンライン図面閲覧システム(以下「本システム」という。)について、システムを安定稼働等できるよう日々のシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは上記業者が独自に開発を行ったもので、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成、システム固有の構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることが出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課(電話番号06-6616-5577)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務
委託

2 契約の相手方

水 ingAM 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場及び異配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の薬品の受入れから注入点までの設備構成並びに構成する機器や部品、材料の選定及び注入等に関する制御方法は、水 ing 株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は水 ingAM 株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、水 ingAM 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、当局が周辺水道事業体から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成、管路更新工事に係る施工監理などを当局と一体となって業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺水道事業体へのニーズ調査を共同で行うほか、海外水ビジネスパートナー制度の事務局業務を行うものです。

これら業務の実施にあたっては、当局と一体となって進めていく必要があるため、当局が担うべき役割を熟知し、当局と同等の技術力・水道事業に関するノウハウを保有していることや、水道事業体の現場経験を活かした立場からコンサルタント会社や請負業者等に対しての指導経験といった専門の知識と技術を必要とします。

上記業者は、本業務に必要な知識と技術について、大阪府内をはじめ多くの市町村の水道事業に係る業務の受託実績を保有するとともに、民間企業との海外展開を進めるなど水道事業に関する広域連携や海外展開に関する業務の実績を積み重ねています。

このように水道における広域連携事業に必要な知識・技術を豊富に有し、多くの受託実績を有する事業者は上記業者のみであります。なお、当局が行政目的として実施する他の市町村への支援を技術、ノウハウ、人材面から補完できる唯一の法人として、外郭団体評価委員会への諮問を経て、当局の外郭団体として指定されています。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当
(電話番号06-6616-5507)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横手産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場及び柴島浄水場下系に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

咲洲配水場の設備は横手産業株式会社が、柴島浄水場下系の設備は水道機工株式会社が、それぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

各設備について、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、柴島浄水場下系に設置している設備の保守業務については、横手産業株式会社へ移管されています。各設備について、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、横手産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 施設管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）の運用管理、並びに障害対応等の保守業務を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社磯村

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社磯村が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社磯村が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和５年度 庶務事務・人事給与システム運用保守管理及び改修業務委託

2 契約の相手方

富士通Ｊ a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、システム安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行い、技術的な問題解決や運用支援に伴う軽微なソフトウェアの改修を行うものです。

本システムは富士通Ｊ a p a n 株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通Ｊ a p a n 株式会社が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておりません。

よって、本業務を履行できるのは富士通Ｊ a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号０６－６６１６－５４２１）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

浅野アタカ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（下系）及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせ製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は浅野アタカ株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは浅野アタカ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本件で委託する業務は、当局が体験型研修センターで実施している他の水道事業体等職員に対する研修における講師及び申込受付、準備、運営、受講料の徴収などの研修の実施並びに体験型研修センター施設・設備の点検等の管理運営であります。

このうち研修の実施の委託ですが、過去に他の水道事業体等職員に対する体験型研修センターの施設・設備を使った研修を当局が主催し実施してきましたが、この研修を本件委託により、当局主催は継続しつつ内容実施を契約相手方に引き継いで行わせるものでありますので、契約相手方は当局と同等の水道トータルシステムに係る高度な技術とノウハウを保有していることが必要となります。

また、施設・設備の管理運営の委託ですが、本件研修で使用する体験型研修センターの浄水設備棟と機械・電気棟を対象に、毎日、機能や損傷等に係る一般の点検とともに、例えば研修で事故時の対応を講義するのに備えて、故意に事故状態を発生させることができるかなど研修の準備を兼ねた点検を行わせるものでありますので、研修と一体で委託する必要があります。

このように本業務にて実施する人材育成の支援について、本市水道事業の技術やノウハウを豊富に有している事業者は上記業者のみであります。

なお、本市は本市外郭団体評価委員会の提言をもとに株式会社大阪水道総合サービスを外郭団体に指定していますが、その理由として「当該法人は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねてきており、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の民間事業者である。」としています。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部職員課研修・厚生担当（電話番号06-6616-5442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備、水質遠隔監視測定設備及び幹線電動弁設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

水質試験データ検索装置改修業務委託

2 契約の相手方

システムスクエア株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水質試験所で使用している水質試験データ検索装置（以下「本システム」という。）について、再構築が進められている管路情報管理システムとの連携に対応できるよう、本システムにおけるソフトウェアの変更に伴う改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはシステムスクエア株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所（電話番号06-6815-2366）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

本業務は、市内6カ所に設置している常設型給水スポット及び各種イベントで使用する移動型給水スポットを安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持することを目的に保守点検を行うものです。

当該給水スポットは、株式会社カクタスが独自にデザイン設計・製作・設置を行ったもので、他に同様の機器がない唯一のものであり、保守点検を行うにあたっては、内蔵している冷水機及び電気制御全般を含めて、本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、給水スポットに障害が発生した場合、その原因が給水スポットの問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社カクタスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 水道事業における官民連携手法検討支援業務委託

2 契約の相手方

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（以下「本事業」という。）に係る公募手続きの実施及び事業開始を円滑に進めていくため、当局が主となって実施する入札公告、事業提案審査、事業者決定、契約締結等について、高度な専門知識や豊富な実績と経験を有する民間事業者から、具体的で適切な評価や意見・助言等の支援を受けることを目的とするものです。

大阪市PFIガイドラインにおいて、「PFIアドバイザーは実施方針の策定からPFI事業契約まで一貫して支援する」とされており、事業検討の当初からPFI事業契約まで同一のアドバイザーが携わることとなっています。

本事業は、令和4年度に策定した実施方針に基づき、令和5年度に事業契約を予定しており、支援を受ける業務範囲が密接不可分であることから、本事業の検討経過及び公募内容を熟知した上記業者がPFI事業契約まで一貫して携わることが不可欠です。

また、上記業者については、令和4年度に公募型プロポーザルで選定され、その評価された提案に沿って適切に支援業務を履行しています。

よって、本業務を履行できるのは、令和4年度から継続して本事業の支援業務を実施しているEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課（電話番号06-6616-5412）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに庭窪浄水場、豊野浄水場、長居配水場、住吉配水場、住之江配水場、舞洲給水塔、城東配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、磯村豊水機工株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせ製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務はJ F E アクアサービス機器株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはJ F E アクアサービス機器株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外 17 か所浄水管理設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（東淀川浄水場含む）外 2 か所に設置している管理設備、柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備及び柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システムの保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2403）

（注）各設備の設置場所

- ・柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）外 2 か所に設置している管理設備
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場、庭窪浄水場
- ・柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備
柴島浄水場、庭窪浄水場、楠葉取水場、巽配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場
- ・柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システム
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、大淀配水場、巽配水場、大手前配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、城東配水場、泉尾配水場、真田山加圧ポンプ場、北港加圧ポンプ場、鶴見配水場、桜宮配水場

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 災害情報システム運用保守及び機能改善業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本業務は、地震等大規模な災害により水道局が被災した場合に、被害情報や応急給水情報等、災害時に必要な水道局内の情報を一元的に集約し、水道局内及び他都市応援隊との情報共有などを行う災害情報システムについて、システムを安定稼働できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務と組織改編による所属データの改修を行うものです。

本システムは、上記業者が独自の仕様で設計し、開発を行ったものであり、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておりません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（危機管理）（電話番号06-6616-5513）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 お客さまセンター管理業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまセンター入居建物における付帯設備の保守点検・清掃等を行い、施設を維持管理する業務です。

お客さまセンターが入居する福島阪神ビルディングの賃貸借契約は、所有者である阪神電気鉄道株式会社と締結しています。

本業務の実施について、賃貸借契約書において阪神電気鉄道株式会社から当建物の管理業務を委託されている阪急阪神ビルマネジメント株式会社と別途契約を締結することとされています。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社太洋堂

3 随意契約理由

本業務は、水道局お客さまサービス向上の一環として、各種情報を提供するために設置された水道局お客さまサポートページ（以下「サポートページ」という。）およびサポートページ設置のチャットボットである「じゃぐ爺」の運用管理を行い、障害対応及び問合せ対応等のシステム保守を行うものです。

サポートページおよびチャットボットは、株式会社太洋堂が自社独自の仕様で設計し、開発を行っていることから、運用保守により動作確認・機能保証を行うには、サポートページの全体構成並びにシステムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社太洋堂が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付を行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）

（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 お客さまセンターシステム改修業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付を行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）の事業実施に対応するためのシステム改修及び関係システム間の連携試験を行うものです。

本システムは上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）